# 三次市放課後児童クラブ申込・利用の手引

# 1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、春・夏・冬休み等の学校 休業日に家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全育成を図る目的で実施しています。

#### ○支援内容について

放課後児童クラブは、児童が安心して楽しく過ごせるように、ルールを守りながら集団生活を 行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。

- (1) 児童の遊びを通した自主性、社会性及び創造性を培う。
- (2) 児童の健康管理,安全の確保及び情緒の安定を図る。
- (3) 児童が宿題、自習・読書など学習活動が自主的に行える習慣づけの指導及び環境の整備を行う。
- ※小学校配付のタブレットの使用は学習時間に限る。

# 2 児童クラブを利用できる時間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(ただし休所日を除く)

実施日			開設時間		備考	
平日		放課後	~	18:30	給食がない日は お弁当・水筒が必要です。	
土曜日		8:00	~	17:30 (試行)	お弁当・水筒が必要です。	
長期休業日 学校代休日	平日	8:00	~	18:30	お弁当・水筒が必要です。	
	土曜日	8:00	~	17:30 (試行)	のガヨ・小向か必安です。	

【休所日】日曜日·祝日·年末年始(12/29~1/3)

その他、特別な理由で休会または開設時間を変更する場合があります。

- ※土曜日の学校稼業日(全学年の場合)は、放課後からの受入となります。
- ※学校代休日(全学年の場合)は開所します。
- ※土曜日、お盆等は合同保育を行う場合があります。
- ※ちゅうおう児童クラブは、一部利用日・時間が異なります。

# 3 入会の手続き

# (1)入会要件

次の①から④のいずれかに該当し、かつ⑤または⑥のどちらかに該当すること。

- ① 保護者が、就労のため、1週間のうち概ね3日以上、午後4時頃まで家庭にいないこと (長期休業中のみの利用は正午頃まで)
- ②保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること
- ③保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護・看護していること

- ④保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること
- ⑤勤務をされていない70歳未満の祖父母と同居されていないこと
- ⑥勤務をされていない70歳未満の祖父母が隣地におられないこと

## (2)入会申込に必要な書類

児童クラブの入会申込の際は,<u>提出期限までに次の必要書類をすべて整えて提出</u>してください。

- ①令和6年度 放課後児童クラブ入会申込書(児童1人につき1部)
- ②放課後児童クラブ利用に関する確認(同意)書
  - ・保護者の氏名は、保護者本人がそれぞれ自署してください。
- ③就労証明書等の保育を必要と証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労している場合	就労証明書
	・父母それぞれ1部。(兄弟・姉妹がいる場合,併用可)
	・兄弟・姉妹の保育所入所のために,子育て支援課にも提出
	される場合はコピー可。
	・自営業の方は自分で記入し直近の所得税確定申告書(開業
	初年度の場合は開業届)の写しを添付し提出。
疾病・負傷の場合	診断書
親族等を常時介護している場合	申立書および診断書等証明となる書類
就学している場合	在学証明書および就学時間や期間がわかる書類

## (3)入会申込の受付期間

受付期間を過ぎた場合は、希望する日からの入会はできません。

利用区分	利用希望		受付期間		
	令和6年4月から		令和6年1月15日(月)~ <b>令和6年 1月31日(水)</b>		
通年利用	令和6年5月以降		入会希望月の <b>前月15日まで</b> (閉庁日の場合は直前の開庁日まで)		
長期休業	春休み	令和6年4月	令和6年1月15日(月)~ <b>令和6年 1月31日(水)</b>		
のみ利用		令和7年3月	令和6年1月15日(月)~ <b>令和7年 3月10日(月)</b>		
<u>※夏休みは</u> 別途申し込	4	冬休み	令和6年1月15日(月)~ <b>令和6年12月10日(火)</b>		
<u>みが必要で</u> <u>す</u> 。	Į	夏休み	令和6年6月10日(月) ~ <b>令和6年 6月28日(金)</b> ※夏休みのみ利用される場合は就労証明書が必要です。		

【入会申込先】 文化と学びの課または各支所

#### 【注意事項】

- ・入会決定は先着順ではありません。
- ·入会審査により入会基準に該当しない, または入会希望者が定員を上回る場合等, 入会できないことがあります。入会希望が多数の場合は, 低学年の児童を優先します。
- ・長期休業のみ利用される方で、夏休みを利用される方は別途申し込みが必要です。

- ・同じ小学校区内に2ヶ所以上の児童クラブがある場合クラスの選択の希望はできません。ただし、十日市小学校区は「十日市放課後児童クラブ」または「ちゅうおう児童クラブ」の選択の希望は可能です。
- ・ちゅうおう児童クラブは通年利用のみの受付となります。長期休業のみ利用の申込はできません。
- ・利用開始前に利用を辞退する場合は、『放課後児童クラブ入会申請取り下げ届出書』を提出してください。

# 4 保護者負担金等

## (1)負担金

利用にあたっては保護者負担金が必要です。利用日数に関わらず、在籍のある月には負担金が必要です。

	金額	支払方法	納付先	減免制度
保護者 負担金	月額 4,000円(1人目) 月額 2,000円(2人目以降) ※同時に利用の場合のみ	原則 ・口座振替 ・クレジットカード	三次市	あり (2)参照 ※毎年度 要申請
おやつ代等	各児童クラブにて実費	現金	保護者会 (児童クラブ)	なし

## (2) 負担金の減免

要保護世帯・準要保護世帯については、負担金の減免措置を適用します。 (申請書は入会承諾通知書と一緒に送付します)

提出書類	提出先	適用月
放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書	文化と学びの課	申請した月から

# (3) 負担金などの滞納

負担金を3ヶ月以上にわたり滞納した場合は退会となります。

# (4) 負担金の納入方法

保護者負担金は口座振替・クレジットカードをご利用ください。

納付方法	必要な物	提出先
	・預貯金口座振替依頼書 ・印鑑(通帳印)	指定金融機関
口座振替	【取り扱い金融機関】 広島銀行・中国銀行・中国労働 ひろしま農業協同組合・ゆうち	金庫・広島みどり信用金庫・もみじ銀行 よ銀行・両備信用組合
クレジットカード	・クレジットカード納付申込書 ・クレジットカード ・身分証明書(写真つき)	収納課,各支所のいずれか
	【ご利用いただけるクレジットカー DC・NICOS・Master・JC	· -

※書類提出後、手続きに時間を要しますので、開始されるまでは納付書を送付します。

# 5 利用にあたっての注意事項

入会が決定した場合は、『入会承諾通知書』 を送付します。同封の『児童家庭調査書』は、児童クラブでの生活の安全を確保するための大事な調査です。特に食物アレルギー対応が必要な場合は、詳細を記入のうえ、児童クラブにご相談ください。

## (1) 欠席について

欠席する場合は必ず連絡をしてください。

- ①事前にわかっている場合は、前日までに『れんらくちょう』等でお知らせください。
- ②当日急に欠席する場合は、電話やFAXなどで保護者の方が直接ご連絡ください。
  - ※学校を欠席又は早退した場合にも、必ず放課後児童クラブにご連絡ください。
  - ※連絡なく1ヶ月以上欠席された場合は、退会となります。

## (2) 学習時間について

宿題や自習・読書等をするための学習活動の時間を確保します。児童が自主的に行えるように 環境を整えたり、声かけをしたり習慣づけの指導をします。学習支援は行いますが、宿題の進み 具合や内容については、ご家庭で確認をお願いします。

下校時刻が遅くなったときなどは、学習をする時間が確保できないことがあります。

## (3) お弁当・おやつについて

学校休業日および短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒が必要です。登会後に買い に行くことはできません。

おやつについては、市(公費)では提供していません。保護者会でおやつ代を徴収し提供しています。

# (4) 児童の怪我や体調が変化した場合について

登会後に怪我や発熱などの症状がみられた場合は、保護者の勤務先等に連絡しますので、お迎えをお願いします。

# (5)薬の投与について

児童クラブの支援員が投薬をすることはできません。お子さまが自分で服用するようになりま すので、安全のため『くすりカード連絡票』に必要事項を記入し児童クラブに提出してください。

# (6)登会・帰宅・外出について

①登会

小学校からは児童だけで行います。学校休業日は、保護者の責任で登会させてください。 ②帰宅

**18時30分**(土曜日は17時30分)**まで**に保護者が迎えをお願いします。次の場合は、 事前に『児童家庭調査書』や『れんらくちょう』等でお知らせください。

- ・保護者以外がお迎えに来られる場合
- 児童だけでの帰宅を希望される場合
- ・上級生のきょうだい(中学生以下)と一緒に帰宅する場合.

- ※やむを得えずお迎えが18時30分(土曜日は17時30分)を過ぎる場合は、必ず児童クラブへご連絡ください。頻繁に利用時間を超過するなど運営に支障をきたす場合は退会となります。
- ※支援員の判断により一人帰宅をさせない場合があります。

#### ③外出

一時外出することはできません。やむを得ない事情(児童クラブの活動以外)で外出をする場合,事前に『児童家庭調査書』や『れんらくちょう』でお知らせください。

忘れ物等で学校に行く場合や通院等は、保護者等の付き添いでお願いします。

## (7) 申込書に記載した内容の変更について

次に該当する場合は届け出が必要です。

変更内容	提出書類	提出先
住所・連絡先・家族状況等	放課後児童クラブ入会承諾事項変更届	   文化と学びの課
勤務先	就労証明書	または
保育を必要とする事由	証明書	児童クラブ

#### (8) 出産にかかる届出について

出産退院後2ヶ月を経過する日まで利用が可能です。希望する場合は届け出が必要です。2ヶ月を経過したのち育休を取得される場合は『退会届出書』を提出してください。

提出書類	提出先
放課後児童クラブ出産予定日届出書	文化と学びの課または児童クラブ

<sup>※2</sup>ヶ月を経過する日が月途中であっても、負担金の日割りはありません。

## (9) 休会について

届け出が必要です。ただし、**休会期間は2ケ月以内**とし、これを超える場合は『退会届出書』 を提出してください。

提出書類	提出先	提出期限	
放課後児童クラブ 休会届出書	文化と学びの課または児童クラブ	休会する月の前月末日	

## (10) 退会について

届け出が必要です。**提出期限を過ぎると在籍扱いとなり、負担金が必要**となります。

提出書類	提出先	提出期限
放課後児童クラブ退会届出書	文化と学びの課または児童クラブ	退会する月の末日

また、次に該当する場合は退会となります。

- ・保護者の退職等により入会要件を満たさなくなった場合
- ・出産にかかる届出を希望しない場合
- ・2ヶ月以上休会をする場合(再掲)
- ・出産後退院して2ヶ月後、育休を取得する場合(再掲)

# (11) 賠償責任保険について

児童クラブでの事故に備えて,市が賠償責任保険に加入しています。保護者の方の保険料負担 はありません。

## (12) 施設および物品等破損について

児童が故意に施設および物品等を破損した場合は、必要となる費用を負担していただきます。

## (13) その他

- ①不要なお金やおもちゃ類は、持ってこさせないでください。
- ②制服等が汚れると思われる場合は、着替えを持たせてください。
- ③持ち物には必ず名前を書いてください。
- ④支援員の指導に従わず他の児童に危険行為等を行った場合や迷惑行為を繰り返す場合は、保育 途中においても保護者へ連絡し、お迎えをお願いする場合があります。**頻繁に繰り返すなど運 営に支障をきたす場合は退会となります。**

# 6 学校(学級)閉鎖の対応

連絡は tetoru (テトル) により学校から通知されます。なお、異常気象時の対応については、 三次市の防災情報でも確認していただくことができます。

## (1) 感染症の対応について

感染症などの感染防止を目的とした学校閉鎖の場合は**,原則発令日当日から休会**とします。また,学年(学級)閉鎖の場合は対象学年(学級)の児童のみ受け入れできません。

(例) 発令日: 令和6年4月15日 (tetoru (テトル) で通知された日) 4月16日~4月18日が学校 (学級) 閉鎖の場合は,4月15日から受け入れができません。

## (2) 異常気象時の対応について

	土曜日・長期休暇等		学校稼業日		
児童クラブ 	午前6時時点で 警戒レベル3	午前6時時点で 警戒レベル4	学校判断で 休校	13:30までに 一斉下校	13:30 以降に 一斉下校
三次·十日市 和田·吉舎	<b>受入見合わせ</b> ※解除次第受入	休 会			開設
神杉・酒河 八次・三良坂 三和・甲奴	開設	<b>受入見合わせ</b> ※解除次第受入	休会	休 会	※学校で待機 の場合は休会

警戒レベル相当情報とは、気象庁(県)が発表する防災気象情報(大雨警報・土砂災害警戒情報など)を5段階に整理した情報です。市が発令する警戒レベル3以上は、防災気象情報と併せて地域の特性、今後の被害予測等を考慮しながら対象地域を特定して避難情報等が発令されます。登会後に発令中の警報が土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)又は特別警報(警戒レベル5

登会後に発令中の警報が土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)又は特別警報(警戒レベル5相当)に移行された場合は、児童クラブ待機、または指定された避難場所へ避難することになりますので、いずれの場合も児童クラブまたは避難所へ早めのお迎えをお願いします。(この場合、支援員から保護者へ連絡します。)

#### 【防災一斉メール配信サービスの登録方法】

①空メールの送信

登録用アドレス <u>bousai.miyoshi-city@raiden.ktaiwork.jp</u>

または、登録用QRコードを携帯電話等で読み取り空メールを送信してください。

②メール登録の受信

自動的に送られてくるメールを受信

③設定·登録

必須項目に入力し、登録メールを送信(設定完了)

※登録料は無料です。ただし、情報受信にかかる 通信費用は利用者負担となります。



# 7 令和6年度開設放課後児童クラブ一覧表

# ※変更になる場合があります。

No	児童クラブ名	運営主体	実施場所名	所在地·電話番号	小学校区	申込先
1	三次小学校第1 放課後児童クラブ	三次市	三次小学校内	三次町1851番地1	三次小	
2	三次小学校第2 放課後児童クラブ	三次市	— <u>《</u> 71十以内	0824-63-8339		
3	十日市第1 放課後児童クラブ	三次市		十日市中四丁目6番28号		
4	十日市第2 放課後児童クラブ	三次市	十日市こども集会所	日间中四   日0街20万	十日市小	
5	十日市第3 放課後児童クラブ	三次市	口川ことで未云川	0824-63-1990	יניוום ו	
6	十日市第4 放課後児童クラブ	三次市		0024-03-1990		
7	神杉 放課後児童クラブ	三次市	神杉こども集会所	高杉町1684番地20 0824-66-3550	神杉小	
8	酒河第1 放課後児童クラブ	三次市	海河小学协力	西酒屋町804番地1	海河小	
9	酒河第2 放課後児童クラブ	三次市	酒河小学校内	0824-62-0099	酒河小	
10	八次第1 放課後児童クラブ	三次市		畠敷町1722番地1 0824-64-0167		
11	八次第2 放課後児童クラブ	三次市		畠敷町1722番地1 0824-63-3601	八次小	文化と学びの課 または 各 支 所
12	八次第3 放課後児童クラブ	三次市	八次こども集会所	畠敷町1722番地1 0824-63-3601		
13	八次第4 放課後児童クラブ	三次市		畠敷町1722番地1 0824-64-0167		
14	八次第5 放課後児童クラブ	三次市		畠敷町1722番地1 0824-63-3601		
15	八次第6 放課後児童クラブ	三次市	八次集会所内	畠敷町1660番地3 0824-63-9142		
16	和田 放課後児童クラブ	三次市	旧JA和田出張所内	向江田町3351番地1 0824-66-1065	和田小	
17	吉舎 放課後児童クラブ	三次市	よっしゃ吉舎内	吉舎町吉舎368番地 0824-43-2219	吉舎小	
18	三良坂 放課後児童クラブ	三次市	三良坂支所内	三良坂町三良坂5042番地1 0824-44-2088	三良坂小	
19	三和小学校 放課後児童クラブ	三次市	三和小学校内	三和町敷名11496番地 0824-52-2207	三和小	
20	甲奴 放課後児童クラブ	三次市	甲奴こども集会所	甲奴町西野42番地6 0847-67-3655	甲奴小	
21	ちゅうおう 放課後児童クラブ	(社福) 中央福祉会	子供の城保育園内	十日市中二丁目9番24号 0824-65-1114	十日市小	

# No.22~No.32 は地域で実施している放課後児童クラブ、放課後子ども教室です。各地域の運営先に直接お問い合わせください。

No	児童クラブ名	運営主体	実施場所名	所在地·電話番号	小学校区	申込先
22	八幡 放課後児童クラブ	八幡小学校PTA	八幡小学校内	吉舎町丸田224番地 0824-43-2026	八幡小	八幡小学校 0824-43-2026
23	君田 放課後子ども教室	君田 自治区連合会	君田保健センター内	君田町東入君718番地6 0824-53-2132	君田小	君田自治区連合会 0824-53-2759
24	青河 放課後子ども教室	青河 自治振興会	青河 コミュニティセンター内	青河町582番地1 0824-67-3701	青河小	青河自治連合会 0824-67-3701
25	川地 放課後子ども教室	川地 連合自治会	川地小学校内	下川立町503番地1 0824-68-2011	川地小	川地連合自治会 0824-67-3757
26	田幸 放課後子ども教室	田幸地区 町内会連合会	JA三次 田幸lまえみ館	大田幸町342番地5 0824-66-1162	田幸小	田幸地区町内会連合会 0824-66-1162
27	川西 放課後子ども教室	川西 放課後子ども教室	三若公会堂内	三若町2633番地3 0824-69-2563	川西小	川西放課後子ども教室 0824-69-2526
28	作木 放課後子ども教室	作木町 自治連合会	文化センターさくぎ内	作木町下作木905番地2 0824-55-2115	作木小	作木町自治連合会 0824-55-2115
29	粟屋 放課後子ども教室	栗屋 町づくり協議会	粟屋小学校内	栗屋町2346番地2 0824-64-1219	粟屋小	粟屋町づり協議会 0824-64-6500
30	河内 放課後子ども教室	河内 まちづくり連合会	河内 コミュニティセンター内	小文町182番地1 0824-63-7644	河内小	河内まちづり連合会 0824-63-7644
31	布野 放課後子ども教室	布野町 まちづくり連合会	上布野老人集会所内	布野町上布野1418番地2 0824-54-2119	布野小	布野町まちづり連合会 0824-54-2119
32	小童 放課後子ども教室	小童 放課後子ども教室	小童 コミュニティセンター内	甲奴町小 <u>童</u> 3092番地2 0847-67-3304	小童小	小童コミュニティセンター 0847-67-3304

# お問い合わせの多い質問内容

### Q1 兄弟で入会したいのですが、就労証明書はそれぞれに必要ですか?

A 1通で構いません。ただし、入会申込書はそれぞれ必要です。(手引3-(2)参照)

#### Q2 6月から入会したいのですが、いつまでに申し込みをすればいいですか?

A 5月15日(閉庁日の場合は直前の開庁日)までに、必要書類をすべて整えて提出してください。(手引3-(3)参照)

# Q3 通年利用の申し込みをしたいのですが、8月は、子どもを祖父の家に預けるので、児童クラブには1日も出席しません。8月分の負担金はかかりますか?

A 申込時にわかっている場合は、申込書の利用区分の「8月のみ利用しない」にチェックを入れてください。年度途中で変更する場合は「休会届出書」(手引3-(9)参照)を提出してください。負担金はかかりません。なお、ご連絡がなく児童クラブを休ませた場合は、負担金がかかります。

### Q4 学校を休む時は、児童クラブにも連絡が必要ですか?

A 必ず児童クラブにも連絡をしてください。(手引5-(1)参照)

#### Q5 夏休み中の学校で実施されるプール等,児童クラブの活動外での外出はできますか?

A 児童の安全確保のため、登会してから一時外出することは原則できません。児童クラブの活動外で外出される場合は「保護者の付き添い」をお願いしています。夏休み中の学校でのプール等のやむを得ない事情により一時外出される場合は「児童家庭調査書」や「れんらくちょう」などで児童クラブから外出する時間などを連絡してください。一時外出中やその行き帰りにつきましては、保護者の責任、対応となります。(手引5-(6)参照)

#### Q6 児童クラブ以外に小学生を預けることができる市のサービスはありますか?

A 三次市が実施している「子育てサポート事業」では、保護者が0歳~小学校6年生のお子さまをご家庭でみることができない場合、三次市子育てサポート会に登録されている会員(まかせて会員)が保護者のかわりにお子さまの一時預かりや送迎を行っています。ご利用にあたってはあらかじめ三次市子育てサポート会事務局(三次市子育て支援部子育て支援課育児支援係内)に登録をしていただく必要があります。有料です。

三次市子育でサポート会事務局 電話番号:0824-62-6148

《お問い合わせ先》

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所本館5階

三次市教育委員会 文化と学びの課

電話:0824-62-6182 FAX:0824-62-6288